



H19年度税制改正大綱シリーズ

リース取引の税務会計処理

リースは車、パソコン、ファックス、コピー機などで手軽に利用されていますね。このリース取引の税務・会計処理が変わるとなると影響が大きいことでしょう。

I. リース取引

リース取引とは、リース会社が所有している固定資産を、会社が長期契約で借入れ、会社はリース料を支払う取引をいいます。

借入金は銀行からお金を借りるのに対して、リースはリース会社から物（リース資産）を借りる取引です。したがって、リースは金融ではなく**物融**などと言われることもあります。

II. リース取引の会計処理

中小企業では、従来から毎月支払うリース料を支払った時の経費として処理をしてきました（賃貸借処理）。

また、リース資産は会社の所有物ではなくリース会社の固定資産ですので、会社の資産として計上されることはありません。

しかし、中途解約ができず、そのリース資産の利用価値のすべてを借り手が享受するようなリース契約は、実質的には会社が資産を購入したのと同じであると考えられます。

したがって、このようなリース取引（ファイナンスリース取引）は、会計上は**売買取引とみなされ**て直接資産を購入した場合と同じ会計処理をすべきものとされています。このような考え方であるリース会計基準は大会社等には平成20年度から強制適用されることとなります。

III. リース取引の税務処理

平成19年度税制改正では、上述のリース会計基準との整合性をとるべく、税務でもファイナンスリース取引を全面的に『**売買取引**』として**取り扱う**こととされました。

IV. 実質的な影響

少額のリース取引（1件当たりのリース料総額が300万円以下等）の場合は、今までどおりの賃貸借処理が今後も認められます。

また、中小企業がファイナンスリース取引を、今までどおり支払ったリース料を経費として処理した場合も、税務ではこの経費を**償却費**として取り扱うとしており、ちょっと安心できそうです。